

日向市立 平岩小中学校 きずなプラン (いじめ防止基本方針)

はじめに |

I いじめの未然防止を含んだきずなづくりの基本的な方向に関する事項

いじめの定義	
※ 日向市の絆づくりの考え方	
2 いじめの未然防止等に関する基本的考え方	
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめに対する措置	2
3 いじめの未然防止等に関する平岩小中学校の基本的考え方	2

II いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの未然防止等のための組織的対応	2
2 いじめの未然防止等のための組織	2
3 きずなづくり等に関する取組	2
(1) いじめの防止	2
(2) いじめの早期発見・解決	3
(3) いじめに対する措置	4
(4) ネット上のいじめへの対応	5
4 その他の留意事項	6
(1) 組織的な指導体制	6
(2) 校内研修の充実	6
(3) 校務の効率化	6
(4) 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実	6
(5) いじめ解消の判断	6
(6) 地域や家庭との連携について	7
(7) 関係機関との連携について	7
5 重大事態について	7
(1) 重大事態の判定	7
(2) 重大事態への対応	7

III その他いじめの未然防止等のための対策に関する重要事項

きずなプランの点検と必要に応じた見直し	7
-------------------------------	---

《 日向市立平岩小中学校 きずなプラン 》

平成26年4月1日施行

平成30年4月1日改訂

令和7年6月1日改訂

平岩小中学校 きずなプラン（いじめ防止基本方針）

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題のひとつとなっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネット上の動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

本校では、児童生徒との会話や日頃の表情の観察、アンケートの実施などを通して、いじめが起きていないか常に注意をはらいながら日々の教育活動にあたっています。しかし、心無い言動や行動に心を痛める児童・生徒が見られるのも事実です。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ等の諸問題を未然に防止するための対策に関する基本的な方針を、「日向市立平岩小中学校きずなプラン」として定めるものであります。

I いじめの未然防止を含んだ、きずなづくりの基本的方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

【日向市の絆づくりの考え方】

- 日向の子どもたち（小学校においては児童、中学校においては生徒）が、絆づくりや居場所づくり、基本的な生活習慣の育成等を念頭に置き、「あいさつ日本一」や心も磨く「無言清掃のまち『ひゅうが』」の取組を行う。
- 日向の子どもたちが、いじめの防止や「魅力ある学校づくり」のため、自主的に児童・生徒会活動などを行う。
- 「生活やいじめに関するアンケート」を義務づけ、いじめを早期発見するだけではなく、絆づくり等につながる人間関係の醸成等を推進する。

2 いじめの未然防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、子どもや保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている子どもをしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの未然防止 ※参照：資料1相手意識醸成のための「いじめ防止プログラム」

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるここと、居場所づくり、絆づくりを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、子どもの言

動に留意するとともに、何らかの子どもの変化を見逃すことなく、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた子どもの苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込みます、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

3 いじめの未然防止等に関する平岩小中学校区の基本的考え方

いじめや諸問題の未然防止のために、管理職や生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等が、小中連携して情報を共有することに努めます。学校全体で、子どもの居場所づくり、絆づくりに取り組みます。

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携して、密に情報共有を行いながら未然防止に取り組みます。

II いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの未然防止等のための組織的対応

いじめの未然防止等を実効的に行うため、以下2点を日常的に実施し、情報共有に努めます。これにより、全職員でいじめの未然防止、または早期発見・早期対応にあたるため、それぞれの立場で子ども達に目を配り、密に情報を共有し合いながら、一人一人への指導・支援を行います。

実施事項	頻度	実施者	内容
生徒指導連絡会	週1回以上	全職員	気になる児童生徒の情報を共有
ハートフル週間	月1回以上	担任、副担任	アンケート実施 必要に応じて個別の教育相談

2 いじめの未然防止等のための組織

いじめの未然防止等を実効的に行うため、「ハートフル委員会（いじめ不登校対策委員会）」を設置します。また、いじめ事案発生時やその他必要だと判断される際には、緊急に開催することとします。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも同席してもらうなど、より効果的な対応が検討できるよう工夫します。

【構成員】

毎回：校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭

必要時：関係教員、特別支援教育Co、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

【活動】

- きずなプラン（学校いじめ防止基本方針）の推進
- きずなづくり指導計画の作成と校内研修の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめ等が疑われる子どもの事案に対して、事実確認・対応方針の決定
- 配慮が必要な子どもへの支援方針決定

3 きずなづくり等に関する取組

小中一貫の特色を生かして、児童生徒の交流を積極的に行い。個々の自己肯定感を高め、お互いを認め合えるような取組を行っていきます。

(1) いじめの防止

ア) 子ども主体の活動

- ① 望ましい人間関係づくりのために、絆づくりを子どもが主体となって行う活動の機会を年間通じて設けます。
- 異学年交流の実施
 - 学級活動・委員会活動等での話し合い活動の実施
 - 縦割り班での清掃活動や無言清掃活動の充実
 - 校内ボランティア（ちょこっとボランティア）の推進
 - 地域と連携したボランティア活動（平岩レンジャー）の推進
 - 児童生徒会による諸フェスティバルや送別行事、運動会など学校行事の企画・実施
 - あいさつ集会の実施とあいさつ運動の充実
 - 募金活動の推進

イ) ピア・サポート活動

- 児童生徒会による相談箱（悩みだけではなく、善行についても）の設置
- 特別活動等における子ども同士の相談活動の推進

ウ) 教職員主導の活動

- ① 子どもの規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
- 一人一人の実態に応じた、「分かる・できる」授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
- ② 日常的に子どもが教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、子どもに寄り添った相談体制づくりを目指します。
- 教育相談週間の設定（年間3回）
 - ハートフル週間やハートフルアンケートの実施（毎月）
- ③ 子どもの豊かな情操と道徳心を培ったり、相手意識や思いやりの心を育んだりすることを目指して、全ての教育活動を通じて道徳教育や人権教育の充実を図ります。
- 人権月間を定め、年に2回以上は特別の教科道徳や学活の授業を活用して人権について考え、議論する時間を設定
- ④ インターネットやSNSなどのオンラインでのいじめ未然防止のために、情報モラル教育を実施します。
- GIGAワークブック等を活用した情報モラル教育の実施
 - 外部講師による講演会や、情報モラル教育の実施
- ⑤ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
- PTA総会での学校の方針（きずなプラン）説明
 - 学校通信等を活用した絆づくり活動の報告
 - 保護者を対象とした研修会（家庭・地域・学校教育の在り方等）の開催

(2) いじめの早期発見・解決

- ① いじめられた子ども、いじめた子どもが発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。 **※参照:資料2 いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒に見られるサイン**
- ② 定期的に教育相談週間を設け、子どもや保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
- 教育相談週間の設定
 - いじめの相談窓口の周知（相談窓口担当を、保護者に周知）
- ③ いじめの事実がないかどうかについて、全ての子どもを対象に定期的なアンケート調査を実施します。

- ハートフルアンケートの実施（月に1度、見つけた友だちの良い行いについても記入）
 - 教育相談事前アンケートの実施（学期に1度、教育相談の前に実施）
 - 諸検査・調査の積極的な活用
- ④ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつて
いるいじめにつながる情報、配慮をする子どもに関する情報等を収集し、教職員間での共有を
図ります。
- ⑤ 小中一貫の取組として、9年間の情報の確実なつなぎを行い、いじめの事案に関しては、必要
に応じて、情報共有と対策を講じます。

(3) いじめに対する措置 ※参照:資料3いじめに対する措置(アクションプラン)

ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに
止めさせます。
- いじめられている子どもや通報した子どもの身の安全確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいず
れかの職員）に速やかに通報します。

イ) 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はハートフル委員会（いじめ
不登校対策委員会）の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ) 情報の整理

- いじめを認知した時は、初期の対応から解決に至るまで、必ず記録をして整理します。

エ) 事実関係についての調査

- 速やかに臨時のハートフル委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の際、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します。
- 子ども及び教職員の聴き取りに当たっては、ハートフル委員会の職員のほか、子どもが話す
しやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、子どもへのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施に
より得られたアンケートについては、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合が
あることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる子どもやその保護者に説明
する等の措置が必要であることに留意します。

オ) 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援等が必要な場合、市教育委員会や日向警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合、随時ハートフル委員会で決定します。
- 事実が把握された時点で、ハートフル委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- ハートフル委員会の委員や学年職員と連携して、組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うにあたっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた子どもとその保護者への支援

【いじめられた子どもへの支援】

いじめられた子どもの苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた子どもの立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全、安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた子どもの保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた子どもへの指導またはその保護者への支援

【いじめた子どもへの支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた子どもの内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた子どもの苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた子どもの保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・子どもや保護者的心情に配慮する
- ・いじめた子どもの成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば、保護者が相談できるような学校の体制を整える

【保護者同士が対立する場合などの支援】

教職員が間にあって関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害の子どもだけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような子どもの育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

カ) 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、日向警察署へ通報し、連携して対応します。

キ) 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア) ネットいじめとは

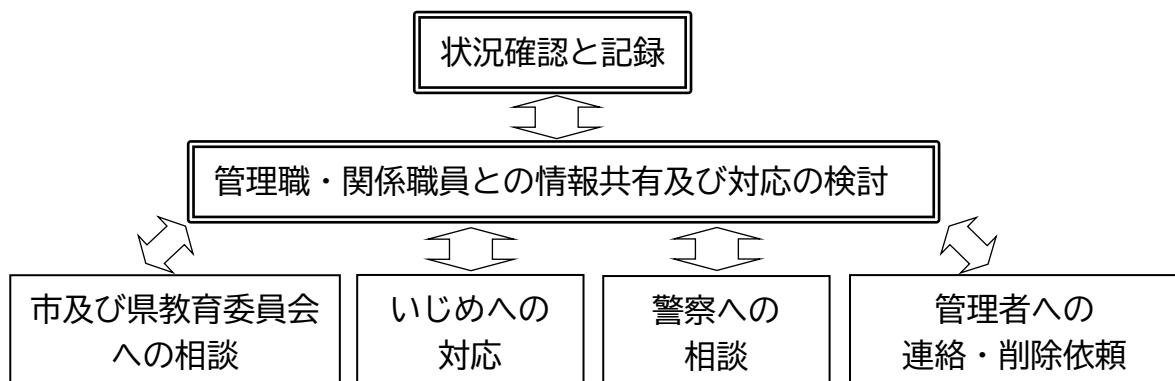
文字や画像を使い、特定の子どもの誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の子どもになりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の子どもの個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為です。

イ) ネットいじめの予防（学校・家庭内ルールの作成など）

- 家庭でのネット利用の在り方について、保護者への啓発を図ります。
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 子どもを対象とした講演会などで、ネット社会についての講話を実施します。
- ネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ) ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

4 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制 ※参照:資料4学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、ハートフル委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、いじめの解消に向けて組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、きずなプランを活用した校内研修を実施し、きずなづくりといじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの未然防止の取組を推進する研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が子どもと向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、子どもの悩み解決等に、適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの未然防止等の取組の充実を目指します。

(5) いじめ解消の判断

単に謝罪をもって、いじめの解消とせず、次に示す2つの要件が満たされると学校長が判断したときに、「解消している」と判断します。

- ・ いじめに関わる行為が止んでいること
- ・ 被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

判断に至るまでには、一定期間（3か月間を目安とする）を複数の教職員で確認するとともに、子どもや保護者から十分に聞き取りをした上で判断します。ただし、「解消している」と判断した後も、再発の可能性を考慮し、被害の子どもや加害の子どもの見守りを注意深く行います。

(6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようするため、PTAや地域との連携を促進するとともに、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。（教育委員会、警察、福祉・医療関係との連携）

5 重大事態について

(1) 重大事態の判定

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。

- 子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 子どもが自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合
- など

- 子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態への対応

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

III その他いじめの未然防止等のための対策に関する重要事項

1 きずなプランの点検と必要に応じた見直し

- 国・県や市の動向等を勘案して、プランの見直しを学校全体で検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、プランについては、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

- 学校のきずなプランの内容について、ホームページ等で公表します。